



投票区の見直しについて（答申）

1. 見直しに至る背景

（1）少子高齢化と人口減少

少子高齢化が今後も進行することや、将来の人口推計において市の人口が減少していくことは明らかであり、加えて投票所における投票管理者、同立会人の確保が困難となっている現状がある。

（2）投票しやすい環境づくり

現在の投票所の中には段差やトイレなどが十分に整備されておらず、高齢者や特に車いすの利用者にとって不便に感じておられる。

感染症に備えるために必要となるソーシャルディスタンスが確保できる十分な広さを備えた施設において、車いす利用者なども安心して投票が行えるよう、バリアフリー化されたできる限り広い投票所への転換が必要となっている。

（3）不適正処理への要因

諮問において、過去に起きた不適正処理を防止するためには、選挙事務の効率化、合理化を念頭に投票区の編成も検討課題の1つであると位置づけられた。

（4）安全で安心な職員体制

合併以降、職員数の減少に伴い、選挙時には勤務が長時間に及ぶなど本来の業務に支障をきたす恐れもある。このことから、常に選挙も想定した職員体制を整えておく必要がある。

2. 投票所の数

上記の背景から、現在の95ある投票所を一定削減することはやむを得ない状況となっているが、諮問に合わせて示された37投票区への見直しは急激であり、地域によっては投票に行けない、投票を控えてしまうといった心情により投票率が低下することが心配される。

そうしたことから、投票所は自宅から投票所までの距離が3km以内であることや

1投票区あたりの有権者数が概ね3,000人以内とする国の通達を遵守するとともに、一定の期間において地域事情を十分に考慮し段階的な見直しに努められたい。

3. 見直しに伴う支援体制

投票区域の見直しにあわせ、投票機会を確保するため次の取り組みを進められたい。

- （1）大型商業施設等での期日前投票所の開設
- （2）移動期日前投票所の実施
- （3）タクシー等による投票所までの移動支援
- （4）共通投票所の導入

4. 投票率向上への取り組み

投票率を向上させるため次の取り組みを進められたい。

- (1) 広報紙、あいコムこうか、ホームページ、SNS などの積極的な活用。
- (2) 区や自治会（自治振興会やまちづくり協議会を含む）への周知
- (3) 小・中・高等学校への出前講座の実施
- (4) 郵便投票や不在者投票などの既存制度の積極的な周知

※ただし、期日前投票は当日投票に行けない場合のみに設けられた制度であり、過度な助長は控える。

5. 投票管理人、同立会人の選任

現行の区長や自治会長に選任依頼されている地域については、地域住民の高齢化に伴い選任が困難になっている地域もあることから区への加入の有無に関わらず平等に選任できる方法への転換に努められたい。

6. 投票環境の整備

見直し（案）として示された小学校体育館は災害時の広域的な避難所にもなり得ることから、災害時の対応も想定しつつ、公共施設を優先した別の施設への検討を合わせて行うとともに、投票所になり得る施設については次の整備が早期に図られるよう要望願う。

- (1) 施設のバリアフリー化
- (2) 体育館への冷暖房設備の早期整備
- (3) 多目的トイレの整備

7. おわりに

当審議会では、令和4年（2022年）10月13日付、甲選管第352号において諮問を受け、示された投票区の見直しについて、これまで延べ7回の審議会を開催し審議を重ねてきた。

本市の投票所の現状を見ると、平成16年10月1日に旧5町が合併して以降、人口減少、高齢化などの社会構造が急激に変化する中ではあるが、見直しを行うことなく現在に至っている。

職員数は合併以降、20年が経過した現在、約250人減少し、一方で未知の感染症や突発的な災害、また風水害などの自然災害への早期対応など、行政に求められるものも多くなった。

そうした状況に加え、市役所は市民の皆様安全で安心して暮らしていただくために、災害の有無に関わらず、常に万全の体制を整えておく責務がある。

高齢化の進展、人口減少など、社会構造が急激に変化していく中、地域が抱える課題は様々であるが、誰もが安心して投票ができる環境、民主主義の根幹である市民の投票権を確保する必要がある。

審議会では本見直しに対して現状維持とする意見や示された投票所の数どおりの削減を可とする意見もあったことから、見直しにあたっては、できるだけ多くの市民の意見を反映できるよう、パブリックコメントの実施や、見直しに伴い投票所がわからないといったことがないよう周知期間についても十分に確保するとともに、投票率の向上へ向けて引き続き積極的に取り組んでいただくことを念頭に、本審議会が出た意見については、今一度さまざまな角度から検討し、投票区域の見直しを進めていただくことを切に要望し答申とする。

甲賀市投票区域編成審議会の審議の経過

第1回審議会

日時：令和4年10月13日（木）

場所：市役所3階会議室

内容：会長、副会長の互選

甲賀市選挙管理委員会からの諮問

投票区再編計画（素案）

第2回審議会

日時：令和5年1月30日（月）

場所：市役所1階会議室

内容：類似自治体の投票区の状況

95投票区の現状

第3回審議会

日時：令和5年7月27日（木）

場所：市役所3階会議室

内容：投票所等の見直し（素案）

第4回審議会

日時：令和5年10月25日（水）

場所：市役所4階会議室

内容：見直しに伴う支援体制（案）

投票区の見直しについて（答申案）

第5回審議会

日時：令和5年12月25日（月）

場所：市役所5階第1・2委員会室

内容：答申に盛り込む内容（案）について

第6回審議会

日時：令和6年1月26日（金）

場所：甲南地域市民センター3階大会議室

内容：投票所等の見直しに伴うメリット、デメリット

将来人口の推移と高齢化率について

各投票所の投票環境について

安全で安心な選挙体制の確立について

今後の選挙執行スケジュール

第7回審議会

日時：令和6年2月29日（金）

場所：甲南地域市民センター3階大会議室

内容：答申（案）について

甲賀市投票区域編成審議会委員

(敬称略)

番号	役職	氏名	現職名	構成区分
1		望月 文衛	水口地域区長代表	(1)市民を代表する者
2		馬場 康次	土山地域区長代表	(1)市民を代表する者
3		西川 比佐夫	甲賀地域区長代表	(1)市民を代表する者
4		吉田 昌孝	甲南地域区長代表	(1)市民を代表する者
5		杉本 兵二郎	信楽地域区長代表	(1)市民を代表する者
6		白石 欣也	甲賀市商工会青年部長	(1)市民を代表する者
7	副会長	寺井 純子	甲賀市商工会女性部長	(1)市民を代表する者
8		西田 千嘉子	社会福祉協議会代表	(1)市民を代表する者
9	会長	坂本 治也 ※委員を辞退	関西大学法学部教授	(3)選挙管理委員会が適 当と認める者
10		吉川 宏之	一般公募	(1)市民を代表する者
11		菊池 滋美	一般公募	(1)市民を代表する者
12		保井 純子	市民環境部長	(2)選挙管理委員会が指 名する職員
13		澤田 いすづ	健康福祉部長	(2)選挙管理委員会が指 名する職員